

## ソ朝相互援助案約

(ソヴィエト社会主义共和国連邦と朝鮮民主主義人民共和国との間の友好、協力及び相互援助条約)

署名 一九六一年七月六日(モスクワ)

効力発生 一九六一年九月一日  
失効 一九九五年八月にロシアが新  
条約を提案し、事实上の廢棄通告となつた

いすれか一方の締約国がいすれかの一國又は同盟國家群から武力攻撃を受け、戦争状態に入つたときは、他方の締約国は、直ちにその有するすべての手段をもつて軍事的及びその他の援助を供与するものとする。

**第二条** いすれか一方の締約国も、他方の締約国を目標とするいかなる同盟をも締結せず、いかなる連合及び行動又は措置にも参加しないことを約束する。

**第三条** 両締約国は、平和の強化及び全般的安全を促進する熱意を指針として、両国の利益に触れるすべての重要な國際問題について相互に協議するものとする。

**第四条** 両締約国は、平等の原則並びに国家主権、領土保全の相互通脅及び内団事項への相互不干涉の諸原則に従い、友好及び協力の精神において、ソヴィエト社会主义共和国連邦と朝鮮民主主義人民共和国との間の社会主義的國際主義の原則に基く友好関係を發展させ、かつ、強化することを切望し、

ソヴィエト社会主义共和国連邦最高會議幹部会及び朝鮮民主主義人民共和国最高人民會議常任委員会は、ソヴィエト社会主义共和国連邦と朝鮮民主主義人民共和国との間の社会主義的國際主義の原則に基く友好関係を發展させ、かつ、強化することを切望し、

